

西脇市事業用電気自動車導入促進事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中小事業者における二酸化炭素の排出抑制を図るため、市が交付する西脇市事業用電気自動車導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当するもの

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に規定する中小企業団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人

エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に規定する公益社団法人及び公益財団法人

オ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人

カ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人

(2) 電気自動車 電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載した四輪の検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に事業所を有する中小事業者であること。

(2) 市税等(市民税その他の市税、介護保険料、保育料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料等をいう。)を滞納していないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。

(4) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西

脇市条例第26号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(5) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を目的とした事業を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、西脇市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年西脇市条例第18号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けている者は、補助対象者としな

(補助対象車両等)

第4条 補助対象車両、補助対象経費及び補助金の額等については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西脇市事業用電気自動車導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼市税等の調査に関する承諾書(様式第2号)

(2) 定款又は履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

(3) 市内に事業所を有することを証明できる書類(個人の場合に限る。)

(4) 申請者本人を確認する書類(個人の場合に限る。)

(5) 購入する電気自動車の型式及び予定価格が分かる書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定による申請の受付を行うものとし、予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、西脇市事業用電気自動車導入促進事業補助金交付決定書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、西脇市事業用電気自動車導入促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第5条の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ西脇市事業用電気自動車導入促進事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなけれ

ばならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、西脇市事業用電気自動車導入促進事業（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、購入した電気自動車の新規検査（道路運送車両法第59条第1項に規定する新規検査をいう。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに西脇市事業用電気自動車導入促進事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 電気自動車の購入費用に係る明細が分かるもの及び領収書等の支払を示す書類の写し
- (2) 軽自動車にあっては自動車検査証の写し、小型・普通自動車にあっては自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (3) 購入した電気自動車の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、西脇市事業用電気自動車導入促進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、西脇市事業用電気自動車導入促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、西脇市補助金等交付規則（平成17年西脇市規則第45号）第16条に定めるもののほか、補助事業者が別表第2に定める処分制限期間を経過する前に西脇市事業用電気自動車導入促進事業（以下「補助事業」という。）により取得した電気自動車を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供した場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、あらかじめ西脇市事業用電気自動車導入促進事業に係る処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けた場合はこの限りでない。

(帳簿等の保存期間)

第12条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を、補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならない。

2 市長は、補助事業者に対して、必要な指示を行い、又は帳簿及び書類の検査を行うことができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした補助金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象車両	<p>次の要件を全て満たす電気自動車とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付を受けようとする日の属する年度に新規検査を受けていること。 2 使用の本拠の位置が市内であること。 3 自動車検査証における「自家用・事業用の別」が「自家用」であること。 4 主として営業等の事業活動に使用するものであること。
補助対象経費	車両本体価格
補助金の額等	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型・軽自動車 70,000円 2 普通自動車 100,000円 <p>ただし、一の補助対象者につき 1 年度 1 台限りとする。</p>

別表第 2（第 11 条関係）

区分	処分制限期間
小型・軽自動車	補助金の交付を受けた日から 4 年間
普通自動車	補助金の交付を受けた日から 6 年間